



京都市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域の拡大について

京都市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域の拡大について

平成23年度中 予定

第2期の基本計画の策定等に伴い、平成23年度中を目途に認定計画を見直すとともに、重点区域の拡大を行う予定。

<主な変更箇所>

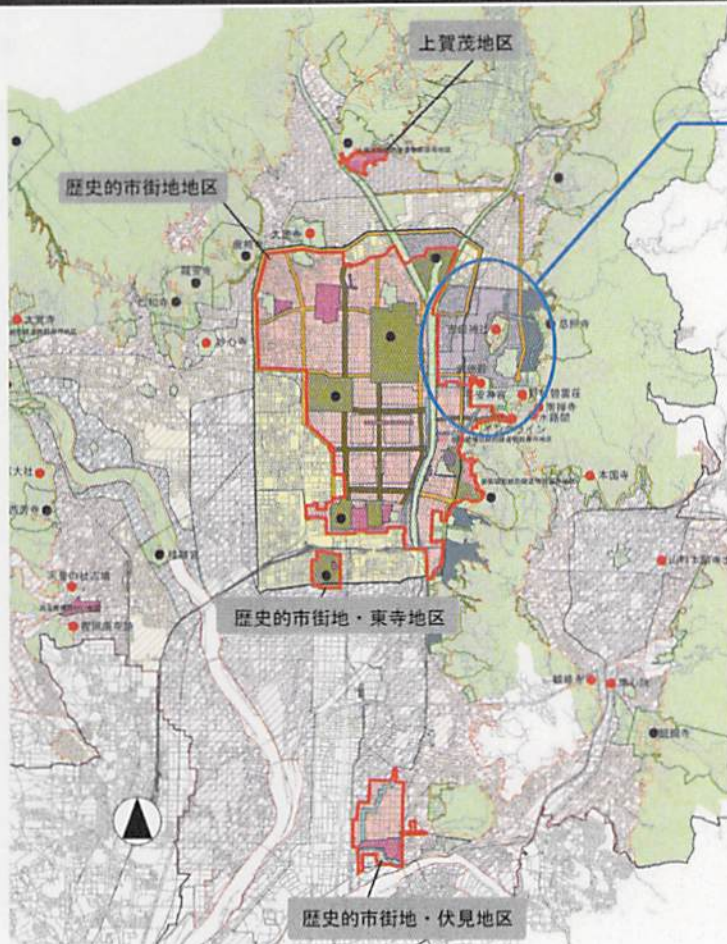
◆計画期間の変更

本計画は市の総合計画である基本計画の分野別計画であり、第2期の基本計画と整合を図るため、計画期間を平成32年度まで延長

◆歴史まちづくりの機運の高まりによる重点区域の拡大

第2期の基本計画の重点戦略に位置付けられ、今年度末にビジョン策定を予定している岡崎を中心に以下の変更を行う

- ①岡崎地域を中心とした白河(岡崎・吉田)の歴史的風致の詳細化
- ②白河(岡崎・吉田)の歴史的風致を形成しているエリアを重点区域として拡大



重点区域の拡大を検討するエリア



重点区域拡大検討エリアにおける歴史的風致の背景 (都市の変遷と特徴) ①

古代(院政の中心地)

中世・近世(寺社と都市近郊の農村集落)



院政の地：副都心
白河院の院政
六勝寺の造営

別業
藤原氏の別業
白河院 等

古代末～中世初期



寺社,
旧集落+田畑

南禅寺
(京都五山筆頭)

知恩寺
吉田社
(吉田神道)

等

別業
清風館
(徳大寺家)

江戸中期ごろ

歴史を通じて平安京の貴人による別業が営まれた地
平安京・京都を補完する役割を果たした地

江戸時代末期（藩邸等の増加）



明治から大正（新市街としての開発）



- 琵琶湖疏水の建設と周辺の開発
- 第一疏水の建設
第一疏水建設(M18～M23)
蹴上発電所(M24運転開始)
市電の開始(M28～)
 - 遷都1100年事業(平安神宮)
内国博(M28)
 - 文教地区の形成
武徳殿(M32)
記念動物園(M36)
府立図書館(M42)
第一勧業館(M44) 等
 - 高等教育施設群の形成
第三高等中学校(M22)
京都帝国大学(M30)
京都高等工芸学校(M35) 等
 - 三大事業
第二疏水(M41～45)
上下水道敷設
道路拡築・軌道敷設(七道)
別業 南禅寺邸宅群他

近代以降，明治から大正にかけて大規模開発された地区を中心に，昭和にかけて市街地が形成されていく

重点区域拡大検討エリアにおける維持向上すべき歴史的風致



古都の再生と文教地区の形成

新たなキーワード: 白河

ア 近代化とのおいをもたらす琵琶湖疏水

疏水の建設，近代化策，水運，水道事業，発電事業，市電敷設 等

イ 具体事例

(ア) 琵琶湖疏水と邸宅群 ①

疏水施設，邸宅群を中心とした歴史的風致

(イ) 建都1100年事業と平安神宮 ②

平安神宮を中心とし，時代祭等により形成される歴史的風致

(ウ) 文教地区としての白河 ③

建都1100年事業跡地を中心に形成された文教施設及び高等教育施設群を中心として形成される歴史的風致

京都の祭礼

節分祭・節分会④

吉田神社を中心とし，節分祭等により形成される歴史的風致

(ア) 琵琶湖疏水と邸宅群①

疏水由来の庭園が存在する邸宅群等が存在するエリア
 哲学の道や水路閣など疏水施設が自然風景と一体となって
 風情を醸し出しているエリア
 発電所や浄水場等の施設が近代化を象徴するエリア



琵琶湖疏水



哲学の道

琵琶湖疏水と
関連施設



水路閣

疏水由来の庭園群

京都市美術館庭園



邸宅の町並み



無鄰菴

活動

邸宅群が、個人のためだけでなく、迎賓や会合施設としての役割を担っていること。そのため、規模の大きな庭園・邸宅を日々管理し、維持し続けること。



無鄰菴 芽摘み

南禅寺邸宅群は、歴史的に海外の要人や賓客の接待の場、また、重要な会合の場として使用されてきた。

手入れの行き届いた邸宅群の有様に、凜とした中にも人をもてなす心を感じる。悠然とした門構え、続く塀や垣は、その内に特別な空間の存在を思わせる。

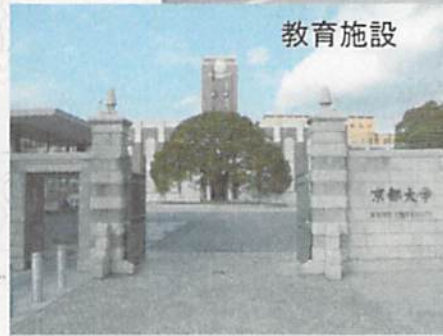
そして、邸宅群などでのそれらの営みが、風情豊かな疏水施設、背後の東山の風景と一体となって、自然豊かな四季の移ろいと、近代化への先人の心意気を感じさせる。

(ウ) 文教地区としての白河③

平安神宮及び内国博の跡地を中心に吉田周辺あたりにまで形成された、文化・芸術施設や高等教育施設等の文教施設群
 関連して形成された画廊などの文教施設に関連する町並みや、周辺に形成された谷川家住宅群などの良好な住宅地



文教
施設



旧武徳殿

※武徳殿：遷都1100年記念事業の一環として造営された我が国最古の演舞場。桓武天皇が平安京武徳殿で武技を奨励したことに因んでいる

旧武徳殿での演武大会



演武大会当日の様子



活動

京都市美術館で催される日展等の歴史ある展示会や、旧武徳殿で行われている武芸活動など、明治以降行われている文化・芸術や武芸の活動。



画廊の町並

活動

他にも古書店、武具店など、文教施設を支える営みがある

文教施設群を支えた町



谷川住宅群

内国博の跡地を中心に、岡崎から吉田にかけて形成された、美術館や京都会館、武徳殿、高等教育施設群等の近代建築などを中心に、由緒ある美術展や武術大会等が行われている。

また、これらを取り巻くまちには、芸術や教育、武芸に関連する生業が多く存在している。これらの施設群、町並み、営みが一体となって、京都が今なお文化・芸術、教育、武芸等の中心地のひとつであり、人々の伝統と進取の気風を感じる。

(イ) 建都1100年事業と平安神宮②

平安神宮を中心にその門前である神宮道とその周辺



平安神宮(重要文化財、国名勝(神苑))

活動

時代祭, 京都薪能



時代祭

京都の歴史と近代の象徴としての平安神宮で、明治に始まった新しい活動が根付き、風物詩となっている

京都の祭礼

節分祭・節分会④

神社及び参道、(旧吉田集落の社家等の町並み)



吉田神社(斎場所太元宮:重文)

活動

節分祭



歴史ある吉田神社で行われる迫力ある神事、参道の露店などが、ハレの日の彩りある雰囲気を感じさせる

京都岡崎の重要文化的景観の調査・検討について

1 文化的景観について

文化的景観とは、文化財保護法では「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」(第2条第1項第5号)と規定され、国は、都道府県又は市町村の申し出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、文化財としての価値に照らし、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定している。

※ これまでの選定地域は別紙「重要文化的景観一覧」参照

2 事業の必要性

岡崎地区は近代都市として再生した京都の象徴的地域である。同地区には、琵琶湖疏水施設や植治の庭園群など、全国的に見て特筆すべき高い価値を有する遺産が集中し、世界遺産を視野に入れることも可能と考えられる。その一方で、京都において近代の遺産は近世以前の遺産に比して低い評価を受けており、重要文化的景観への選定は、その再評価を促すために必要であると考えられる。

文化庁では都市における文化的景観という概念を打ち出し、その選定を進めようとしており、全国的に見て質の高い候補物件として京都市内の地域の選定を強く要望している。

本市では、これまで独自に予備調査を行ってきたが、都市型の文化的景観として岡崎地区が最も価値評価や選定条件が整っていると判断しており、詳細な調査・検討事業が必要である。

3 事業の効果

文化的景観の制度は、景観計画による規制をベースとして価値付けを行い、保存計画を策定することによって、行政や地域住民による景観保全やまちづくりを支援する趣旨となっている。

岡崎地区は歴史的に質の高い遺産が集中する地域であるが、個々の遺産としては評価がなされている一方で、地域としての評価付けは遅れていると考えられる。文化的景観の選定を受けることで岡崎地区の歴史的価値が認識され、文化的景観としての保全の意識が高まることや、結果として岡崎地区の全国的知名度やイメージの向上につながり、観光資源としての付加価値が高まることが期待できる。

また、文化的景観制度では重要な構成要素の保存修景事業に対する補助制度があり、京都会館、京都市美術館、琵琶湖疏水施設など、京都市所有物件の保存改修事業への活用が期待できる。

■ 優遇措置の内容

○ 整備事業に対する国庫補助：補助対象経費の2分の1

※ 事業主体は京都市になるため、民間物件への活用には別途負担金条例制定等の課題がある。

- ・ 事前調査、整備計画立案
- ・ 標識、説明板、境界等の設置及び改修工事

- ・ 防災，便益管理施設の設置等の工事
- ・ 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等工事

○ 税制優遇措置

重要文化的景観の形成に重要な家屋については，家屋及びその敷地の課税標準となるべき価格を2分の1に減額

4 事業計画

- (1) 委員会の設立，開催：景観，建築，名勝分野等の学識経験者（9名）
⇒6回（年3回）程度開催し，選定申出内容を検討
- (2) 調査・報告書作成の委託：奈良文化財研究所等の調査機関への委託
⇒既存調査を取りまとめ，補足調査を実施の上，選定申出用報告書を作成
- (3) 選定範囲・保存計画の策定：委員会において策定
- (4) 所有者の同意：選定範囲内の重要な構成要素について，所有者の同意を得る
重要な構成要素は委員会において検討
- (5) 文化庁へ選定申出

5 選定申出に向けたスケジュール

平成22年4月	京都岡崎の文化的景観調査検討委員会設立 22年度分調査委託（奈良文化財研究所）
平成22年6月	第1回委員会開催
平成22年9月	第2回委員会開催
平成23年1月	第3回委員会開催
平成23年4月～	23年度分調査委託 委員会（3回程度開催予定）・調査 ⇒選定申出内容の検討
平成23年12月中	名称・範囲・保存計画を委員会決定
平成24年1月以降	文化庁へ選定申出書を提出（予定）

○ 重要文化的景観選定一覧

名 称	所在地	選 定 年月日
近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	18. 1. 26
一関本寺の農村景観	岩手県一関市	18. 7. 28
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道沙流郡平取町	19. 7. 26
遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市	19. 7. 26
遠野 荒川高原牧場	岩手県遠野市	20. 3. 28
高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市	20. 3. 28
小鹿田焼の里	大分県日田市	20. 3. 28
藤野の棚田	佐賀県唐津市	20. 7. 28
通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町	20. 7. 28
宇治の文化的景観	京都府宇治市	21. 2. 12
四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡津野町	21. 2. 12
四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡梶原町	21. 2. 12
四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡中土佐町	21. 2. 12
四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡四万十町	21. 2. 12
四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市	21. 2. 12
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	22. 2. 22
姨捨の棚田	長野県千曲市	22. 2. 22
榎原の棚田	徳島県勝浦郡上勝町	22. 2. 22
平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	22. 2. 22
高島市針・霜降の水辺景観	滋賀県高島市	22. 8. 5
田染荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市	22. 8. 5

(平成 22 年 12 月 1 日現在)

歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について

1. これまでの経過

国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画については、これまで国（国土交通省，文化庁，農林水産省）において認定計画の実施状況に関するヒアリングが実施されてきました。

今年度，国土交通省行政事業レビュー公開プロセスが実施され，このプロセスを踏まえた予算執行等における取組みの説明責任の確保を的確に行うことが求められた。このため，国が一方的にヒアリングを行うのみならず，認定市町村が第三者的な視点も取り入れ自主的に取組みの進行管理・評価を行い，その結果を国がチェックすることで認定計画の見直し等につなげることでできる仕組みを構築する必要があるとの判断から，国において研究会を立ち上げ，「進行管理・評価マニュアル」作成のための検討を進めているところです。

2. 進行管理・評価の目的

この進行管理・評価は，計画に PDCA サイクルを導入し，認定市町村において，認定された歴史的風致維持向上計画の進捗状況を毎年度自ら管理するとともに，成果の発現状況を原則として3年度毎に自己評価することで，計画に位置づけた方針の達成および課題の解消を着実に進めることを目的としています。国は認定市町村の取り組み状況の報告を受け，法に基づき指導・助言を行うこととなります。

また，歴史的なまちづくりの地域への効果を把握し，行政の取り組みの説明責任を果たすとともに，成果をあげた取り組みにおける工夫等の情報共有を図り，今後の各市町村の取り組みの一助となることも目的の一つとなっています。

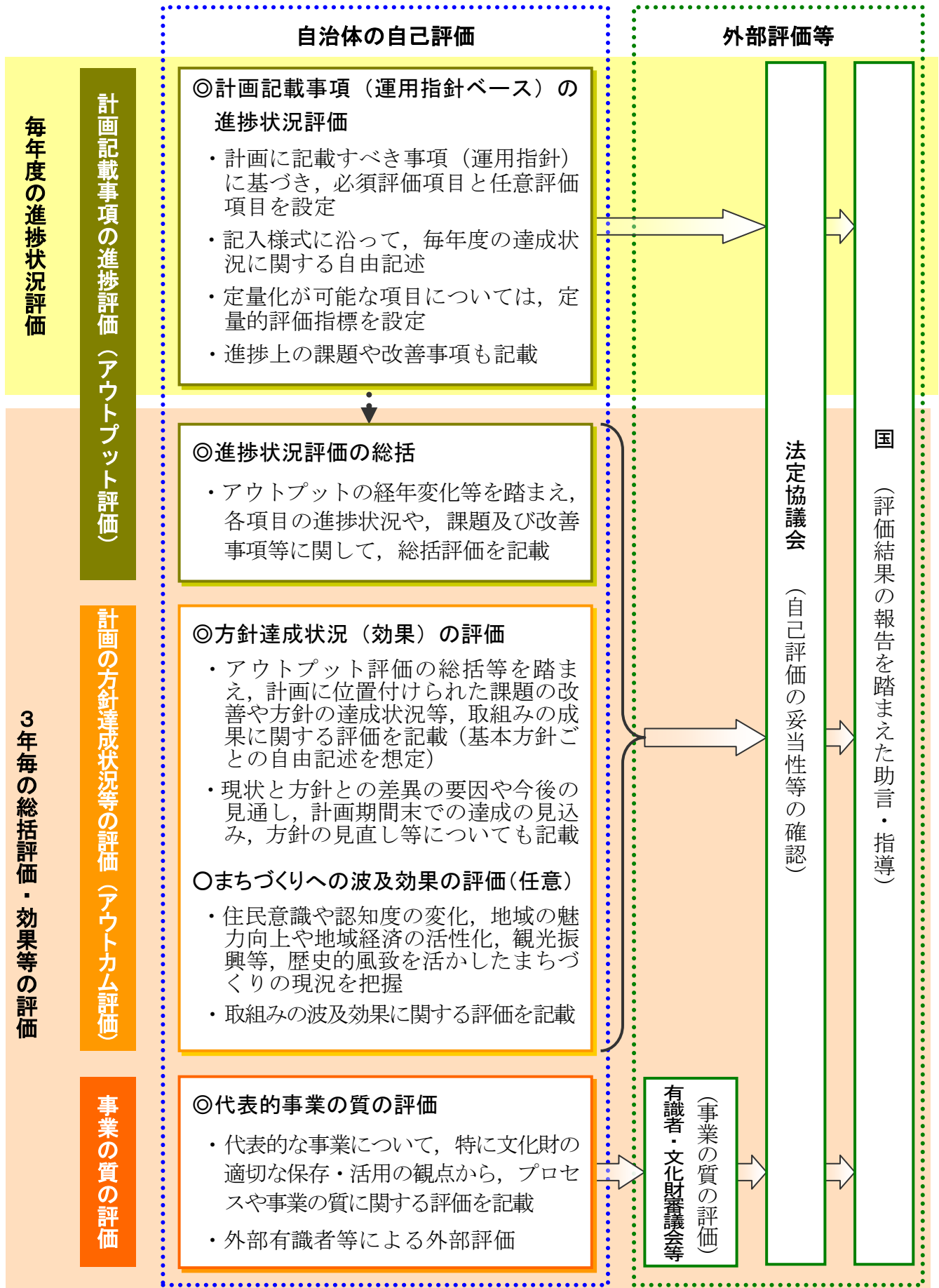
3. 進行管理・評価の試行

この評価制度は来年度（23年度）から本格運用を目指しており，本市を含めた認定都市6都市（金沢市，高山市，萩市，亀山市，桜川市（以上初年度認定），京都市）が「進行管理・評価シート（国試案）」に基づいた評価の試行を実施し，改善点等を次回（2月）の研究会で報告することとなっております。

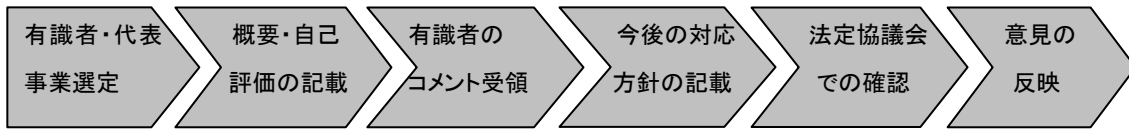
（1）進行管理・評価の方法

- ア 進捗評価（毎年実施）
- イ 総括評価（3年程度毎に実施）

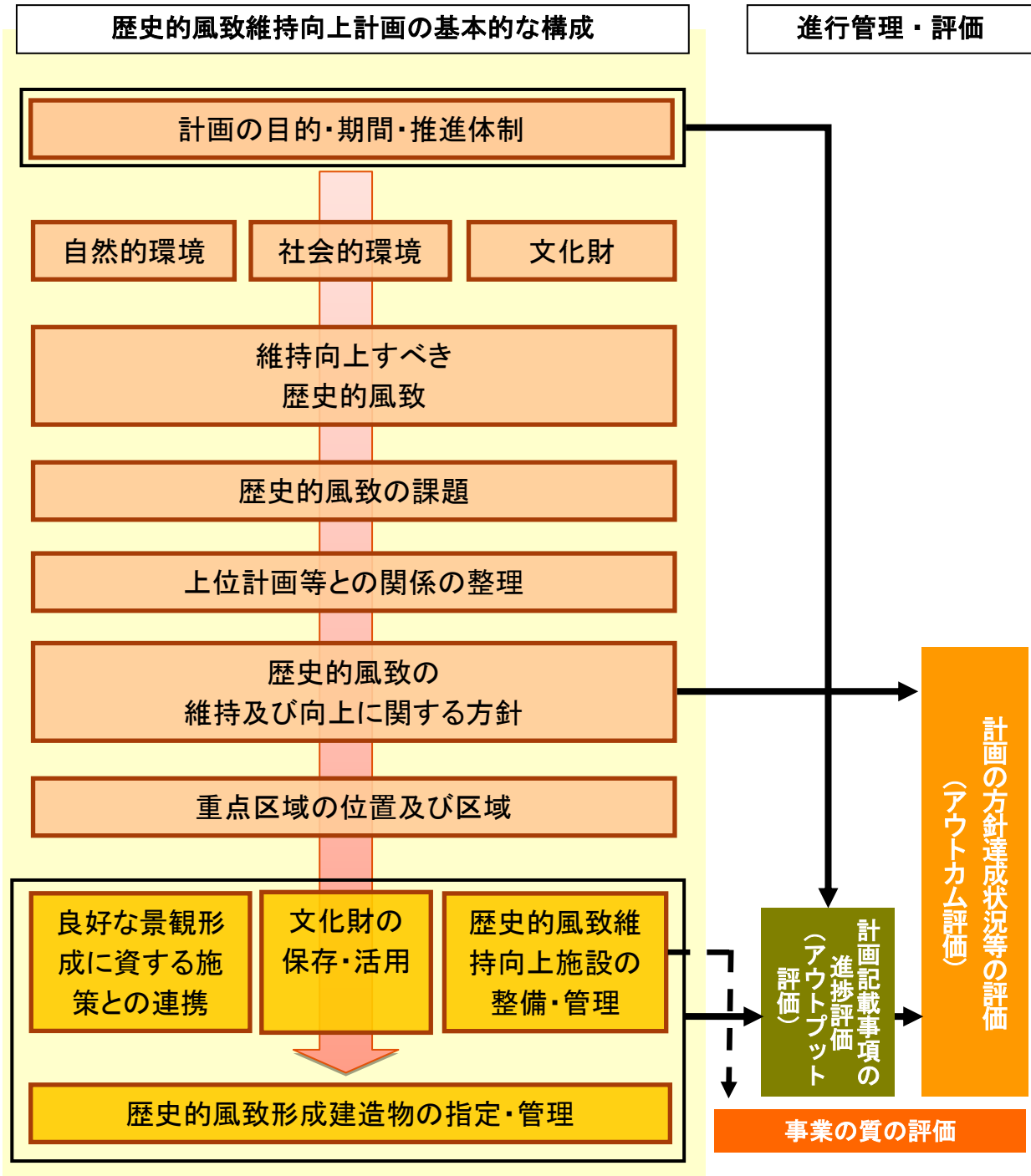
(2) 進行管理・評価の全体像



<事業の質の評価の概要フロー>



(3) 歴史的風致維持向上計画の内容と評価の対象の関係



京都市の試行(案)

歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価シート(案)

□進捗評価(様式1)

- ①組織体制(様式1-1)
- ②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)
- ③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)
- ④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)

□総括評価・方針の達成状況等(様式2)

- ①計画に記載している方針(様式2-1)

□総括評価・代表的な事業の質の評価(様式3)

- ①歴史的風致維持向上施設の整備・管理(様式3-1)
- ②その他(任意)(様式3-2)

評価軸①
組織体制

項目	現在の状況
京都市歴史まちづくり推進協議会及び市内連絡会の設立	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済み(計画の全て) <input type="checkbox"/> 実施済み(計画の一部) <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 今後、検討予定

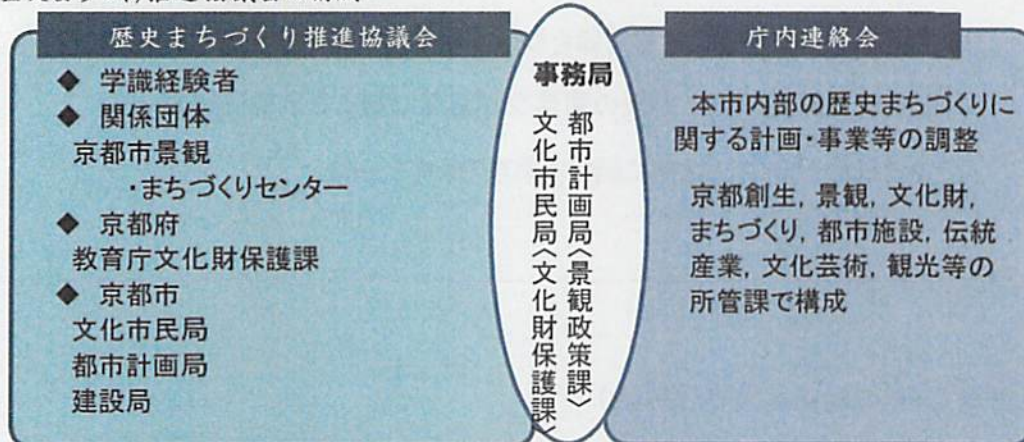
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設立(H22)
 ・京都市歴史的風致維持向上計画を推進するため、法第11条の規定に基づく法定協議会を設立
 ・平成23年1月に第1回を開催予定
 「市内連絡会」の設立(H22)
 ・歴史まちづくりに関する本市内部の事項を連絡調整するため市内連絡会を設立
 ・平成22年12月に第1回を開催

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	歴史まちづくりを推進するためには、様々な取組を共有し、連絡調整していくとともに、広く情報発信をしていく必要がある。そのような場として協議会を活用するため、協議会の運営についてさらに検討を行っていく必要がある。

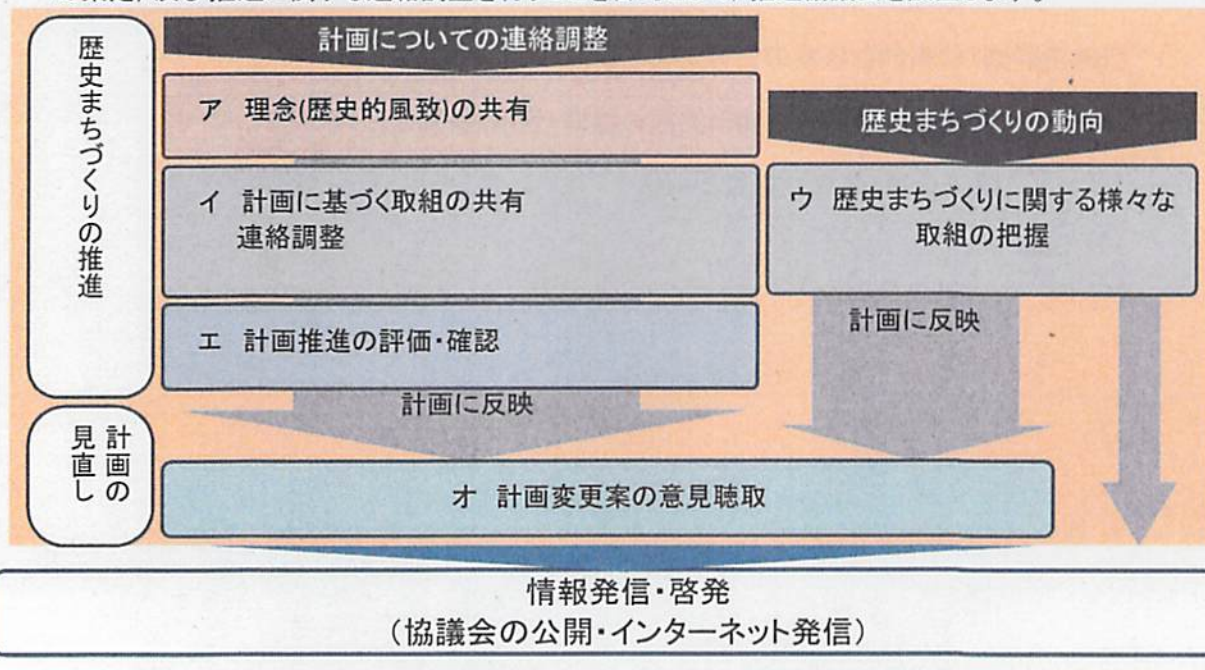
状況を示す写真や資料等

歴史まちづくり推進協議会の構成



歴史まちづくり推進協議会の目的

京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、後世に継承するため、歴史まちづくり法に基づく計画の策定、及び推進に関する連絡調整を行うことを目的として、推進協議会を設置します。



評価軸②

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	現在の状況
新景観政策の取組① (景観規制等に関する取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済み(計画の全て) <input type="checkbox"/> 実施済み(計画の一部) <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 今後、検討予定

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

本市では、50年後、100年後も光り輝く京都の景観づくりを目指し、①建築物の高さ規制の見直し、②建築物のデザイン規制の見直し、③眺望景観や借景の保全の取組、④屋外広告物対策の強化、⑤歴史的な町並みの保全・再生を5つの柱として、平成19年9月より、新景観政策を開始した。このうち、①から④の柱により、計画の「良好な景観の形成に関する施策との連携」に記載の事項は実施済みとなっている。現在は、H22年度末をめどに、新景観政策の更なる進化を予定している。

(1)重点区域における都市計画との連携: 重点区域の全域を高度地区に指定している。また、ほぼ全域を景観地区のうち規制の厳しい美観地区に指定しており、一部美観形成地区(景観地区の一つ)や風致地区に指定している。また、重点区域内には伝統的建造物群保存地区を3地区指定している。

(2)景観計画との連携: 重点区域は全域が景観計画区域であり、景観計画において景観に関する基本方針等が定められている。

(3)市条例との連携: 京都市市街地景観整備条例により、歴史的景観保全修景地区3地区、界わい景観整備地区6地区を指定しており、良好な景観の形成に努めている。また、京都市眺望景観創生条例により眺望空間における建造物の標高や形態・意匠・色彩等についての規制を行っている。さらに、京都市屋外広告物等に関する条例により、広告物に対する規制を行っている。

図面の添付の有無

※都市計画関連の変更がある場合のみ

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

新景観政策による新たなデザイン基準に適合した建築物である、「京(みやこ)景観適合建築物」の例



歴史遺産型美観地区



旧市街地型美観地区

評価軸②

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	現在の状況
新景観政策の取組② (歴史的な町並みの保全・再生の取組)	<input type="checkbox"/> 実施済み(計画の全て) <input checked="" type="checkbox"/> 実施済み(計画の一部) <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 今後、検討予定

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

先に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、市街地景観整備条例等に基づいた地区指定制度や建造物指定制度を活用し歴史的建造物等の保全・再生に取り組んでいる。

図面の添付の有無
※都市計画関連の変更がある場合のみ

- 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の新規指定
 - ・歴史的風致形成建造物新規指定(H22.4～H23.1現在):9件(内、景観重要建造物との重ね指定8件)、総数18件
 - ・景観重要建造物新規指定(H22.4～H23.1現在):9件、追加1件(内、歴史的風致形成建造物との重ね指定8件)、総数40件
- 歴史的建造物の修理・修景(H21実績)(H22実績については未定)
 - ・伝統的建造物群保存地区における修理・修景助成:19件
 - ・歴史的町並み再生事業による修理・修景助成(景観重要・歴史的風致形成建造物等):43件
- 京町家の保全・再生
京町家まちづくり調査(H20～H21)をもとに現在京町家の保全・再生施策等について検討を行っている。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題(自由記述)

<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	京町家を含めた歴史的な町並みを保全するには、これまで通り修理・修景事業を実施していくとともに、歴史的風致形成建造物等の新規指定を積極的に行い、保全を図っていく必要がある。
--	---

状況を示す写真や資料等

歴史的風致形成建造物新規指定(H22.4～H23.1現在)

歴史的町並み再生事業による修理・修景事例

	外観写真		外観写真
梅辻邸 北区 (景観重要建造物、京都市指定文化財、界わい景観整備地区)		樂吉左衛門 上京区 (景観重要建造物、国登録文化財、歴史的意匠建造物)	
加藤邸 上京区 (景観重要建造物)		創芸の会 上京区 (景観重要建造物、界わい景観整備地区重要地域)	
林邸 上京区 (景観重要建造物、界わい景観整備地区重要地域)		帯屋捨松 上京区 (景観重要建造物、界わい景観整備地区界わい景観建造物)	
松居邸 (旧杉尾家) 上京区 (景観重要建造物)		大島邸 伏見区 (景観重要建造物、界わい景観整備地区)	
祇園甲部 歌舞練場 東山区 (歴史的景観保全修景地区、国登録文化財)			



評価軸③

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	現在の状況
公共施設整備による周辺環境の整備	<input type="checkbox"/> 実施済み(計画の全て) <input checked="" type="checkbox"/> 実施済み(計画の一部) <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 今後、検討予定

定性的評価(自由記述)

H22年度も引き続き、歴史的な町並み等の地域において無電柱化、道路修景整備を行っている。
 H21年度末にみちの景観等に関する指針である「京のみちデザイン指針」を策定、平成22年度より運用を行っている。
 都市公園の整備等については検討を続けている。

定量的評価

道路修景整備事業: 1地区着手済/計画記載4地区中 無電柱化事業実績(累計) 約55km(H21末時点)

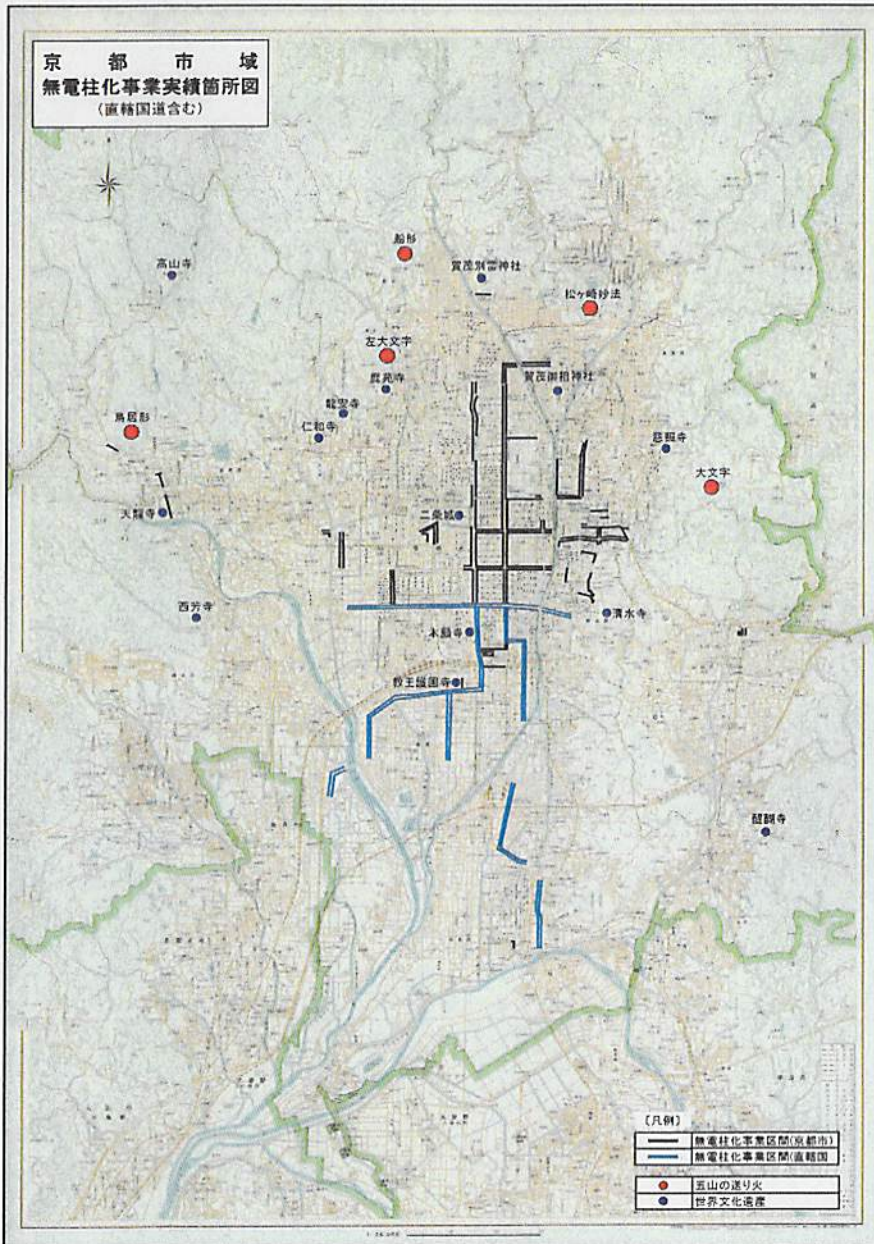
進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題(自由記述)

- 計画どおり進捗している
- 計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

H21末時点



評価軸④

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	現在の状況
文化財の保存・活用について 文化財の指定及び修理について 文化財の保存及び活用の普及啓発について	<input type="checkbox"/> 実施済み(計画の全て) <input type="checkbox"/> 実施済み(計画の一部) <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 今後、検討予定

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

文化財の保存・活用について
 ・京町家まちづくり調査の結果から今後の保存・活用について検討を行っている
 ・市内の大学との連携による未指定文化財庭園調査を実施(H22～)
 ・岡崎の重要文化的景観選定に向けた取組を実施(H22～)
 文化財の指定及び修理等について
 ・市指定有形文化財建造物 新規指定1件(H22)
 ・二条城の保存修理事業(H22に調査工事が終了予定)を実施, 防災施設整備事業がH21末で完成
 ・岩倉具視幽棲住宅修理事業がH23年度末で完成予定
 ・市指定文化財の修理として, 本願寺伝道院(H21～22)などH22年度中に8件の修理事業を実施予定
 文化財の保存及び活用の普及啓発について
 ・育成講座等を開催し, H22年度新規に142名の文化財マネージャーを登録。その他, 文化財に関するボランティアを希望する市民を対象に, 講演会, 見学会等を実施。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

市指定有形文化財建造物(平成22年度新規指定)

春日神社宝蔵(かすがじんじゃほうぞう) 1棟(指定)
 附 棟札 1枚 建武肆年丁丑三月一日棟上の記がある
 宮野大明神記録帳 1冊

【京都市右京区京北宮町 春日神社】

春日神社は, 右京区京北黒田地区の旧宮村(現宮町)に所在する。宝蔵は本殿の近傍に建ち, かつては大般若経六百巻と十六善神像を収蔵していた。

建物は, 桁行(けたゆき)1間, 梁間(はりま)1間, 切妻造, 平入り, 鉄板葺の板倉(いたぐら)であり, 主要部材にクリ材を多用していること, 格子を組んだ外壁とすること, 軒は板軒であり, 軒板先端が特殊な方法で支持されているなど, 材料的にも構法的にも特異な板倉である。また, 外壁の当初材にはかなりの風食がみられ, 建立年代の古さを示している。

以上のような遺構の状況に加え, 棟札や, 社蔵の文献史料の記載を勘案すると, 宝蔵は建武4年(1337)に建立されたと推定することができる。

春日神社宝蔵は, 材木の豊富な京北地域の神社で見られた板倉の宝蔵(経蔵)の残り少ない一事例であるとともに, 板倉として中世にさかのぼる, また類例がない形式をもつ遺構として貴重である。

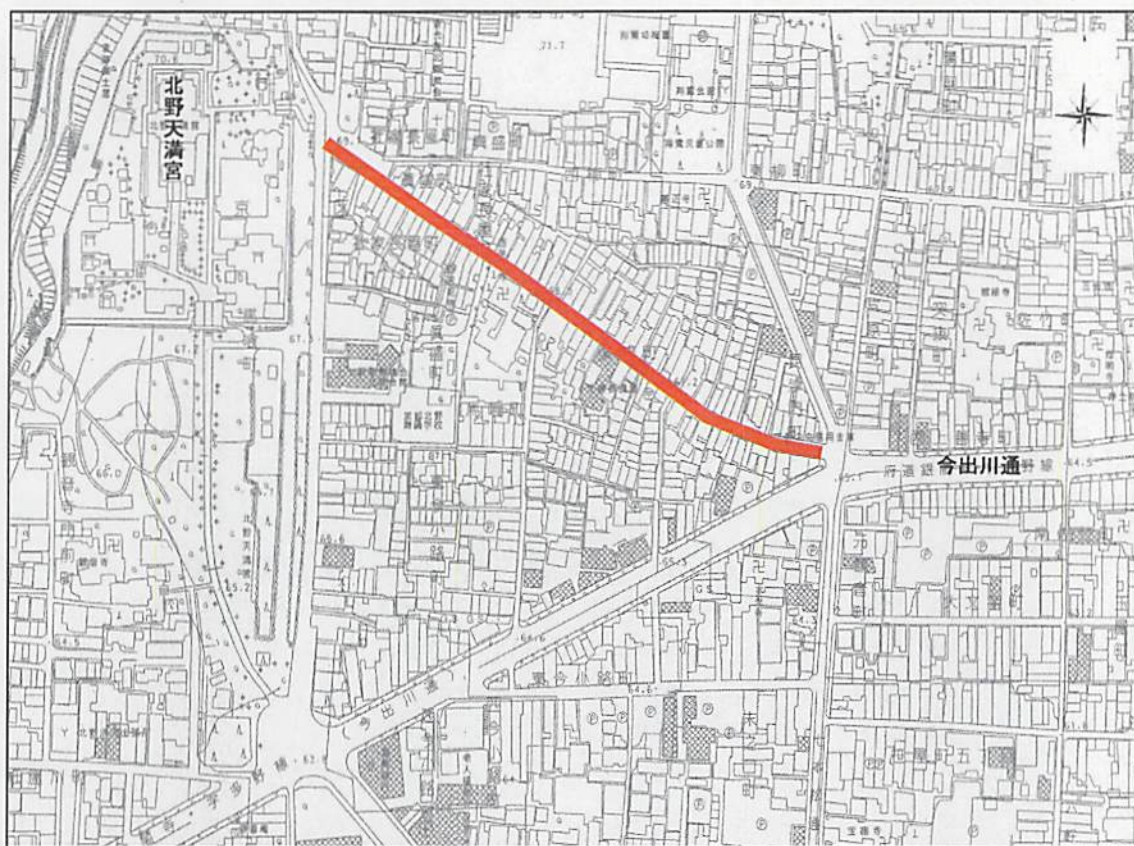


総括評価シート【方針の達成状況等】

(様式2-1)

<p>計画に記載している方針</p>	<p>歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進</p>
<p>計画に記載している課題</p>	<p>○京町家等の消失 京町家は年間約2%ずつ減少している。その原因としては、 ・ライフスタイルの変化 ・耐震化・耐火性の問題 ・維持修繕費用の問題 ・相続税の問題 等があげられる</p>
<p>方針の達成状況・課題の改善状況に関する評価内容(可能な限り定量的な評価を交えて自由記述)</p>	<p>本市では、歴史的な建造物の町並みを保全・再生するため、市街地景観整備条例等に基づいた地区指定制度や建造物指定制度を活用し歴史的建造物等の保全・再生に取り組んでいる。 計画認定以降、歴史的風致形成建造物・景観重要建造物いずれかの指定を行った物件は**件であり、着実な指定を行っていることが分かる。また、これらの指定建造物を含めた歴史的建造物への助成については、延べ**件行っており、約3000件ある支援対象のうち、約**%について維持修繕費用に対する支援を行ったこととなっている。</p>
<p>対応する進捗評価項目とその推移</p>	<p><歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充> ・歴史的風致形成建造物新規指定(認定～H23.1現在)18件※(総数18件) (認定～H22.3)9件, (H22.4～H23.1)9件 ・景観重要建造物新規指定(認定～H23.1現在)15件, 追加1件(総数40件) (認定～H22.3)5件, (H22.4～H23.1)10件, 追加1件 ※ このうち景観重要建造物との重ね指定は14件 ・伝統的建造物群保存地区における修理・修景助成:19件(H21のみの実績) (H21)19件, (H22.4～H23.1)-件 ・歴史的町並み再生事業による修理・修景助成(景観重要・歴史的風致形成建造物):43件 (H21)43件, (H22.4～H23.1)-件 <市指定建造物の指定> ・市指定有形文化財建造物新規指定(認定～H23.1現在)1件(総数69件) (認定～H22.3)0件, (H22.4～H23.1)1件</p>
<p>達成状況の評価、要改善事項</p>	<p>(<input checked="" type="checkbox"/> 想定通り効果が発現している、<input type="checkbox"/> 今後発現が予想される、<input type="checkbox"/> 要対策検討、<input type="checkbox"/> 現段階では判断できない) 指定建造物の件数は着実に増加しており、効果が発現している。 (要改善事項)</p>
<p>計画見直しの必要性</p>	<p><input type="checkbox"/> 計画の見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> " 不要</p>

・歴史的風致維持向上施設の整備・管理
<p>代表的な取り組み①: 道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区</p>
<p>(取り組み概要) 平成22年度～平成24年度の3カ年にわたり北野天満宮(国宝・重要文化財)の東参道及び上七軒通(上京北野界わい景観整備地区内)の約310m区間において、無電柱化及び道路修景整備事業を行う。 道路修景整備は主に舗装の美装化(石畳風アスファルト舗装)・道路照明灯のグレードアップ等を予定している。 事業実施に当っては、地域住民に対し上七軒通りの現状に関するアンケートの実施や説明会の開催等を行うほか、修景整備についてはワークショップを開催し地域との連携を十分図っている。当該事業について市民の皆様よりご理解を頂いたことで、経済界からの支援を得るなど、経済界や地域住民と連携した計画の推進に寄与している。</p>
<p>(自己評価) アンケートやワークショップを通じ、地域住民と連携を図りながら当該事業を進めている。このことにより、市民と連携したまちづくりの推進に寄与している。 上七軒通は北野天満宮(国宝・重要文化財)の門前で、京都で最も歴史の長い花街である当地域のメインストリートであり、茶屋様式の町家の町並みを形成している場所である。無電柱化及び道路修景整備によって、町並みと道路空間が一体となり、良好な景観を形成する当該事業は、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格あるまちづくりの推進に大きく寄与している。</p>
<p>(有識者コメント) ・北野天満宮(国宝・重要文化財)の参道であり、また花街上七軒の主要な通りであった上七軒通を無電柱化・美装化することによって、北野天満宮のみならず、地域全体の歴史的風致の向上に寄与しており、効果的な事業として評価できる。 ・行政のみの取組にとどまらず、地域住民と連携、協働しながら事業を実施していることが注目される。これにより、地域住民の歴史まちづくりへの参画と意識向上に寄与しており、今後の取組につながる事業として評価できる。 ・道路などの修景整備は、歴史的背景を元にした復元や歴史的な町並みにあわせた整備を行い、歴史的風致の維持および向上をはかることが望ましい。</p>
<p>(今後の対応方針) 地域の効果的な場所で事業を実施していくことにより、地域全体の歴史的風致の維持向上に効果があること、また、地域住民との協働により事業を推進することで歴史まちづくりに対する意識向上等の効果があることが評価されており、今後の無電柱化においても、適切な事業場所の選定や地域住民との協働による事業の実施を行っていきたい。 事業実施に当っては、歴史的な背景や町並みに配慮した事業計画としているが、今後の無電柱化においても、十分な検討を行ったうえで、実施していきたい。</p>



上七軒通の無電柱化事業の箇所図（予定）



整備前（アスファルト舗装）



整備後のイメージ
（石畳風アスファルト舗装）

電線地中化の支援承認

経済同友会 上七軒の景観保全



会員が出席し、事業計画などを決めた京都経済同友会の通常総会（京都市下京区のホテル）

京都経済同友会は26日、京都市下京区のホテルで通常総会を開き、本年度事業計画を決めた。京都市が上七軒（上京区）で計画する電線地中化事業への1千万円の拠出も承認した。

本年度は、先進的な少子化対策や大学を生かしたまちづくりを調査するため、7月4日～10日にフランス・パリに視察団を送る。少子化問題を一般市民とともに考える「市民大

討論会」も今秋に初めて開催する。

歴史的な景観保全につながる電線地中化事業の促進を提言してき

たため、上七軒で京都市が2012年度までに

行う電線地中化事業を支援する。地中化する区間約3100mにLED（発光ダイオード）

の常夜灯約10基を設置する。

総会後に記者会見した北尾哲郎代表幹事は

「電線地中化の後押しで市の政策のスピード化を進めたい」と話した。

海外視察については、田辺親男代表幹事は

「少子化対策に成功したフランスを例に日本

での対策を考えたい」と抱負を述べた。

（仲屋聡）

<p>・その他(任意)</p>
<p>代表的な取り組み①: 歴史的町並み再生事業 上七軒歌舞練場修理事業(平成21年度) 歴史的町並み再生事業 上京北野界わい景観整備地区(平成21～平成22年度)</p>
<p>(取り組み概要) 上七軒は京都の五花街の一つであり、上七軒歌舞練場を核として茶屋の町並みが形成されているとともに、現在でも花街の伝統を受け継いだ営みが続けられている地域である。 上七軒歌舞練場では、第一回「北野をどり」が昭和27年3月25日に北野天満宮千五十年大万燈会を記念して開催されたことから、歌舞練場の大改修を契機として、これまで4月中旬に開催されていた「北野をどり」を平成22年より3月25日からの開催に戻す取り組みを行った。この大修理については、本市からも、大屋根や下屋等の修理に助成を行い、歌舞練場の保全の一端を担っている。 また、上七軒の茶屋の町並みが形成されている上京北野界わい整備地区では、看板建築であった町家を地域の伝統的な様式へ修景した工事に対し、助成を行った。</p>
<p>(自己評価) 上七軒歌舞練場は、花街である上七軒の中心的な存在であり、現在でも北野をどりが開催されるなど、花街の芸芸の場としての重要な役割を担っている。修理は基本的に現状のままの修理であり外観の変更がともなわないため、歌舞練場の歴史的な外観が維持されており、地域の歴史的景観の維持に大きく貢献している。 また、歌舞練場の周辺である上京北野界わい地区での修景工事により、上七軒歌舞練場を中心とした花街としての歴史的景観の向上が推進されている。修景内容については、地区様式をもとにして本市と事業主体との間で十分協議を行ったうえで決定しており、地区の歴史的景観の向上に大きく貢献している。 上七軒歌舞練場の修理及び上京北野界わい整備地区での修理・修景事業により、上七軒界わいにおける歴史まちづくりの大きな一歩となっている。</p>
<p>(有識者コメント) ・上七軒歌舞練場(歴史的風致形成建造物)は花街である上七軒にとって重要な中核施設であり、当該施設の修理は上七軒の歴史的風致を維持向上する上で不可欠であり、計画に基づく支援の例として適切であると評価できる。 ・また、歌舞練場の修理とともに実施された上七軒界わい地区の修理・修景事業は、重要な構成要素である歴史的建造物(町家)を中心とした歴史まちづくりを実現しており、法の趣旨に即した効果的な事業として評価できる。 ・地域の伝統的な様式に基づいた適切な修理・修景が行われており、今後期待される周辺建造物の修理・修景に良い影響を与えると評価される。</p>
<p>(今後の対応方針) 歴史的風致の構成要素のうち、中核的な施設の修理に対する支援が適切であること、また併せて周辺地域における京町家を中心とした修理修景事業の実施が効果的であると評価されている。今後も、特に地区指定エリアにおいて地域の中核的な施設を積極的に保全するとともに、地区内の歴史的建造物を中心とした修理・修景を促進していきたい。また、今後も修景を行う際には、地域の伝統的な様式に基づく修景を行っていく。</p>

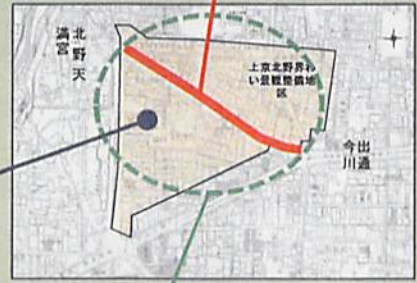
歴史的風致形成建造物を中心とした総合的な取組

歴史的風致形成建造物の修理
【上七軒歌舞練場】



大屋根・
下屋等
の改修
事業
(H21)

H22より無電柱化事業を実施



周辺の歴史的な町並みの修理・修景
【上京北野界わい整備地区】



・その他(任意)

代表的な取り組み①:
歴史的町並み再生事業 吉田宗兵衛邸修理事業

(取り組み概要)

京都の歴史的市街地には、伝統的な都市住宅の建築様式を今日に伝え、今もなお町衆の暮らしの文化を感じさせる京町家が多く存在する。当該建造物もその一つであり、茶道具屋の住居として使用されている。

本市では、京町家の文化を継承し、京町家を中心とした歴史的景観を維持するため、主家について外壁や建具、下屋等の修理に対し助成を行うことで、当該建造物の保全を図った。

(自己評価)

当該建造物は、幕末から明治にかけて築造された町家として特長のある意匠を現代に継承している貴重な建造物であり、茶道具屋の住居として現在も使用されている。修理は基本的に現状のままの修理であり外観の変更がともなわないため、当該建物の歴史的な外観を良好に維持しながら建物の保全を図ることとなり、地域の歴史的景観の維持に大きく貢献している。

当該建造物は、古くから茶の湯の文化に関連しており、内部に茶室を設けるなどの設えもみられる。修理後には児童等を対象とした茶道体験や抹茶茶碗への絵付け体験等のイベントを実施し、お茶に関わる伝統的な営みの場としての活用が図られている。

(有識者コメント)

・消滅しつつある町家を、京都市の評価により「景観重要建造物」や「歴史的風致形成建造物」に指定し修理・修復したことは、建造物の保全のみならず、京都の歴史と文化、生業と暮らしを支える場を未来に伝えるものとして評価したい。

・また「下京茶の湯」の伝統を継承する活動の場として活用されていること、とりわけ児童に伝統文化を伝えていることは、好ましい活用事例としてとくに高く評価できる。

・吉田宗兵衛邸(京都市景観重要建造物、歴史的風致形成建造物)は間口が広く、修理・修景することによる景観向上への効果が大きい事業として評価される。

(今後の対応方針)

京町家を指定し保全することが、京都の歴史や文化の継承に寄与していること、事業を契機に、京都の伝統を継承する場として活用されていることが評価されている。京町家については今後も積極的に指定し、保全を図っていく予定であり、本件のような活用事例を積極的にPRすることによって今後の事業への波及効果に期待したい。

また、間口が広い建造物は景観に対する影響が大きいいため、今後も積極的に指定し保全していきたい。

歴史的風致形成建造物の修理例(1)

吉田宗兵衛邸 修理事業

- ◆幕末から明治にかけて築造された京町家
- ◆茶道具屋の住居でありお茶の文化を伝える
- ◆外壁・建具及び下屋等を修理



吉田邸での
茶道体験などの様子

